

石橋複合施設整備事業
基本協定書（案）

令和2年3月26日

《 目 次 》

第1条	(事業契約等の締結)	1
第2条	(甲及び乙の義務)	1
第3条	(事業契約等の締結に向けた協議)	1
第4条	(準備行為)	2
第5条	(事業契約等不調時等の取扱い)	2
第6条	(本協定上の権利義務の譲渡禁止)	2
第7条	(秘密保持)	2
第8条	(本協定の変更)	3
第9条	(本協定の有効期間)	3
第10条	(準拠法及び裁判管轄)	3
第11条	(規定外事項)	3

石橋複合施設整備事業 基本協定書（案）

石橋複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、下野市（以下「甲」という。）と●●、●●及び●●（以下、総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定は、甲が本事業の民間事業者選定手続きにおいて、乙を優先交渉権者として決定したことを確認のうえ、甲及び乙¹が締結する基本契約書、施設整備契約書及び事業用定期借地権設定契約（以下「特定事業契約」と総称する。）の締結に向けた双方の協力について定めることを目的とする²。

（特定事業契約の締結）

第1条 甲及び乙は、本事業に関し、甲が令和2年3月26日に公表した募集要項、要求水準書及びそれらの添付資料並びにこれらに関する質問回答書（その後の変更を含む。以下「募集要項等」と総称する。）において甲が提示した条件に従って、乙が甲に提出した本事業に関する提案書及びその付属資料（以下「提案書等」と総称する。）の内容に基づき特定事業契約を締結する。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 甲は、乙の優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書等に沿った内容の特定事業契約とするよう努力するものとする。
- 3 乙は特定事業契約の締結に向けた協議において、本事業の民間事業者選定手続きにかかる石橋複合施設整備事業選定委員会及び甲の要望を尊重する。

（特定事業契約の締結に向けた協議）

第3条 甲及び乙は、令和2年8月を目処として、基本契約書の本契約を、また、施設整備契約書の仮契約を、並びに、令和●年●³月を目途として、事業用定期借地権設定契約の本契約を、それぞれ締結できるよう最大限努力するものとする。

- 2 甲が乙に提示する特定事業契約の文言に関して、乙より書面にて説明を求められた場合、甲は本事業の目的、理念に照らして募集要項等において示された条件の範囲内で趣旨

¹ 乙を構成する者が複数の企業となる場合には、各当事者を列挙の上、各文言を調整します。

² なお、本事業の実施のみを目的とする新たな会社を設立して事業を実施する提案の場合には、当該会社の設立及び株式の保有等に関する規定を追加する予定です。

³ 事業用定期借地権設定契約の締結時期は、判明し次第、追記する予定です。

を明確化する。

(準備行為)

第4条 特定事業契約の締結前であっても、乙は自己の費用と責任において本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(本事業の実施に必要な設計、各種申請及びこれらに伴う甲との協議を含む。)を行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲内でかかる準備行為に協力する。

(特定事業契約不調時等の取扱い)

第5条 事由の如何を問わず、甲及び乙の間で特定事業契約の締結に至らなかった場合、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本協定上の権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方から受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 下野市情報公開条例(平成18年条例第10号)、下野市個人情報保護条例(平成18年条例第11号)その他の法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲及び乙につき守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

(本協定の変更)

第8条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、特定事業契約の締結日又は特定事業契約が締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は宇都宮地方裁判所とする。

(規定外事項)

第11条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定の各条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

[以下本頁余白]

上記の協定の成立を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年●月●日

甲：栃木県下野市笹原26番地
下野市
下野市長 広瀬 寿雄

乙：

住所
商号
代表者

住所
商号
代表者

住所
商号
代表者

住所
商号
代表者

住所
商号
代表者